



おおさき町

農業委員会だより

豊かな自然が宝物 みんなで紡ぐ結いのまち
—みんなが主役 新たな時代を開くゆめづくり—

No. 39

令和4年2月15日

●発行 大崎町農業委員会

●編集 広報編集委員会

〒899-7305

鹿児島県曾於郡大崎町

假宿 1029 番地

電話 099 (476) 1111

内線 530



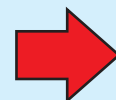
(大根の収穫風景)

目次

農業者年金制度について…………… P 2

研修会開催・リーフ茶贈呈・最適化推進委員………… P 3

農業委員会からのお知らせ…………… P 4



農業委員会HP案内



農業者年金制度について

農業者年金の加入資格は

- 年間 60 日以上農業に従事する方
- 20 歳以上 60 歳未満の方
- 国民年金の第 1 号被保険者（国民年金の保険料納付免除者を除く）の方

農業者年金の 6 つの特徴とメリット

- ① 農業者なら広く加入できる
- ② 積立方式・確定拠出型で少子高齢時代に強い
- ③ 通常加入の場合、保険料の額（月額 2 万円～6 万 7 千円）は自由に決められる
- ④ 終身年金。80 歳前に亡くなられた場合は死亡一時金がある
- ⑤ 税制面の優遇措置が大きい
- ⑥ 一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助がある

農業者年金受給見込額の試算（保険料月額 2 万円で通常加入、運用年回り 2.5% の場合）

加入年齢	納付期間	性別	保険料納付額	年金額（年額）	年金受給総額
30 歳	30 年	男性	720 万円	50 万円	1,071 万円
		女性		42 万円	1,130 万円
40 歳	20 年	男性	480 万円	29.5 万円	634 万円
		女性		24.8 万円	669 万円
50 歳	10 年	男性	240 万円	13.1 万円	282 万円
		女性		11 万円	298 万円

※年金額は 65 歳裁定時における年金額（年額）であり、年金受給総額は 65 歳での農業者年金加入者の平均余命を考慮し、男性 86.5 歳、女性 92 歳まで生存した場合の受取総額です。

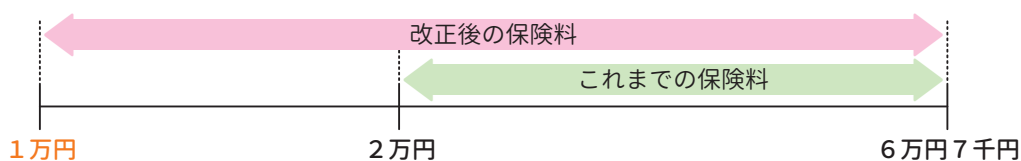
年金制度が改正されます

○若い農業者が加入しやすいよう保険料が引き下げられます（令和 4 年 1 月 1 日～）

35 歳未満で認定農業者に該当しない等一定の要件を満たす方※は、1 万円から（上限 6 万 7 千円）でも通常加入できるようになりました。

（保険料の納付下限額が 2 万円から 1 万円に引き下げられました。）

【35 歳未満の方の通常加入の保険料（千円単位で選択できます）】



※保険料引き下げ（保険料 1 万円以上）の対象者

次の①～⑤のいずれにも該当しない方

- ① 認定農業者かつ青色申告者
- ② 認定就農者かつ青色申告者
- ③ ①又は②の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者又は直径卑属
- ④ 認定農業者又は青色申告者
- ⑤ ①又は②以外の農業を営む者の直系卑属で、その農業に常時従事する後継者

大隅地区農業委員等研修開催

去る11月18日、大崎町中央公民館にて農業委員・最適化推進委員を対象にした研修会が開催されました。

今回の研修は大隅地区を4班に分け、少人数・短時間での開催となりました。

研修会では

- ① 農業委員・農地最適化推進委員の活動について
 - ② 農地集積・集約化の推進について
 - ③ 人・農地プランの推進について
 - ④ 農地中間管理事業等の推進について
- 県農業会議等から説明がありました。



小学生にリーフ茶贈呈

大崎町茶業振興会(竹安利邦会長)は、12月21日にお茶の消費普及啓発として町内の小学生にリーフ茶を配りました。

毎年、この時期にお茶と親しんでもらいたいことと、将来のお茶ファンを増やすために10年以上続けている事業です。

最近ではペットボトルのお茶が使い勝手が良く、急須で入れるお茶の消費が減少してきています。

このような中、大崎町茶業振興会ではお茶の消費普及を図るため、小学生を対象に「お茶の入れ方教室」を毎年開催することと、今回の配布を行っています。

お茶は昔から飲まれており、かぜ予防やリラククス効果などがありますので、ぜひ飲んでみてください。



リーフ茶を受取る持留小学校の児童

農業委員・農地利用最適化推進委員の地区割 (担当委員の追加)

	集落名	担当農業委員	担当推進委員
大崎・大丸地区	岡別府 仮宿上 上仮宿 丸尾 馬場上 馬場 城内 上三文字 西迫 宮之馬場 下三文字 西三文字 文化通 仮宿下 神領町 西神領 町西 町東 中央通 旭ヶ丘	二見 さち子 (城内)	東 義治 (岡別府)

《最適化推進委員を募集します》

募集人数：大崎地区 2名、野方・持留地区 1名

業務内容：農業委員会総会への出席（毎月1回）及び活動報告書の提出
現地調査への帯同、3条調査（農地の買受予定者等への訪問調査）

農地のあっせん及び農政座談会等への出席
農家への意向調査等

※応募を希望される方は農業委員会までご連絡ください。

新委員の紹介



最適化推進委員
大崎地区
東 義治

農業委員会からのお知らせ

●農用地の適正管理について

- ①耕作者（所有者）は、農地の適正管理を行いましょう。（荒地にならないように）
- ②農地周辺の土手・畦道の管理を行いましょう。（草刈後の処分も）
- ③プラウ等で深耕するときは、隣の畑との間隔を空けましょう。
- ④農業用廃プラスチック類の適正な処理を行いましょう。（土手等に野積みしない）

●農地の転用には許可が必要です

農地転用とは

農地転用とは、農地を農地以外にすることです。例えば住宅・駐車場・山林・畜舎などに土地利用を変更することです。このような場合、農業委員会に申請し許可を受ける必要があります。

また、転用許可は全ての農地が対象となり、地目が農地でなくても、現況が耕作に供されている土地も農地と見なされます。

4条申請……自分名義の農地を転用する場合

- 自己所有農地に住宅・畜舎など建築する場合
- 自己所有農地に杉などを植林する場合 など

5条申請……他人名義の農地を買って、又は借りて転用する場合

- 住宅・畜舎などを建築するための農地を買うか、借りる場合
- 資材置き場・駐車場などとして利用するために農地を買うか、借りる場合
- 他人名義の農地を買って、杉等を植林する場合 など

申請方法は

申請は農業委員会ですべて受付けています。

原則、毎月月末になります。（月によっては1～2日前になります）

農業委員会定例総会では、令和3年1月～12月の間に、以下の案件を審議しました。

3条申請…104件	2,640 a	農振関係…	7件	140 a	
4条申請…	5件	107 a	非農地証明…	15件	152 a
5条申請…	28件	809 a	利用権申請…	365件	12,529 a
所有権移転…	7件	196 a	農地中間管理権申請…	133件	4,855 a

◆編集後記◆

広報委員会編集のもと、第39号の農業委員会だよりをお届けします。発行にあたり取材協力をいただいた皆様には心よりお礼申し上げます。

広報委員会では、今後も経営に役立つ情報提供をしてまいりますのでご意見・ご要望をお寄せください。

広報委員

豊住 秀史 高橋 みよ子
二見 さち子 戸床 トシ子
肥後 修 川越 深

～全国農業新聞～

全国農業新聞は、みなさまの立場に立って、中央・地方の情勢、営農や暮らしの情報を提供しています。

お申し込みは、お近くの農業委員または農業委員会までご連絡ください。

発行日：毎週 金曜日 購読料：1ヶ月 700円

